

消費税のデジタル化で問われる 事業納税者の新たな人権問題

～人権をむしばむ新たな「個人事業主番号」は要らない！

石村 耕治

(TCフォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

◆適格請求書等保存方式への移行と電子インボイスの落とし穴

消費税の仕入税額控除の方式が、現行の「請求書等保存方式」から、しばらくの猶予期間(区分記載請求書等保存方式)を経て、2023(令和5)年10月より「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス(税額票)制度」に移行する。

インボイス制度への変更に伴い、新たに適正請求書発行事業者に「登録番号」を付与するための適格請求書発行事業者登録制度が設けられる。これにより、消費税額計算において仕入税額控除をするための、登録番号が付与された適格請求書(インボイス)[適格簡易請求書、適格返還請求書を含む。]が流通することになる。

適格請求書発行事業者登録制度は、2023(令和5)年10月1日から適用される。しかし、登録申請は、2021(令和3)年10月1日から始まる。

【表1】適格請求書発行事業者登録制度ポイント

- * 新たに適格請求書発行事業者登録制度が設けられ、登録番号が付与され、事業者名や登録番号などがインターネットで公表されること。
- * 新制度では、仕入税額控除のためには、適格請求書(インボイス)等の保存が要件になること。(これまでどおり、「帳簿の保存」も必要である。)
- * 適格請求書に「電磁的記録」のものも追加されること。(このことから、現在は「電磁的記録」は保存しなくとも仕入税額控除ができるが、新制度では「電磁的記録」についても保存義務が生じること。)

【表1】からもわかるように、新消費税法では、適格請求書(インボイス)は、書面での交付に代えて、書面に記載すべき事項が網羅されていれば電磁的記録/デー

た(電子インボイス)で提供することも認められる(新消費税法 57 条の 4 第 1 項・5 項)。「電子インボイス」とは、インボイスを電磁的記録/データで提供し(電子帳簿保存法 2 条 3 号)、ネットワーク上で管理する仕組みである。なお、電子インボイスは、電子帳簿保存法の 2 条 6 号に定義される「電子取引」にあてはまる。

現在、事業者は、電子インボイスについてはこれを保存していなくとも仕入税額控除が受けられる。現行の消費税法では、仕入税額控除の要件として「請求書等」の保存が必要であるが(消費税法 30 条 7 項)、次の場合には保存が免除されるからである。

【表2】 現在、請求書等の保存が免除される取引

- * 支払金額が 3 万円未満(消費税法施行令 49 条 1 項 1 号、消費税法基本通達 11-6-2)
- * 請求書等の交付を受けなかったことについて「やむを得ない理由」がある場合。具体的には、3 万円未満の交通機関運送費、3 万円未満の自動販売機により提供されるものなど(消費税法 30 条 7 項但し書、消費税法基本通達 11-6-3 など)。
- * 電磁的記録の場合(消費税法 30 条 7 項、電子帳簿保存法 2 条 1 項 3 号・4 条 3 項)

すなわち、現在は、電磁的記録の場合は、特例として、その保存がなくとも仕入税額控除が可能である。

新消費税法でも、適格請求書(インボイス)を交付することが困難な一定の取引については、適格請求書がなくとも仕入税額控除を認める(57 条の 4 第 1 項但し書)。

【表3】 新消費税法施行令で、特例として「適格請求書等の交付が困難とされる取引例」(令 70 条の 9 第 2 項各号)。

- * 3 万円未満の交通機関運送費
- * 3 万円未満の自動販売機により提供されるもの。
- * 郵便切手を対価とする郵便サービス
- * 出荷者が卸売市場にて行う生鮮食料品の譲渡
- * 生産者が協同組合に委託して行う農林水産物の譲渡

しかし、【表3】には、「電磁的記録」の表記は入れられない。適格請求書(インボイス)に「電磁的記録」が追加されたためである(新消費税法 30 条 9 項)。新たな適格請求書発行事業者登録制度のもとでは、仕入税額控除を受けるには、発行側も受領側も、基準期間中、電子インボイスを電子帳簿保存法の規定に基づいて保存する義務

が生じる(新消費税法 57 条の 4 第 6 項)。このため、電子インボイス制度を採用する事業者と取引をする事業者は、仕入税額控除を受けるためには、税務会計業務をデジタル化し、電子帳簿を導入せざるを得なくなる。

このように、消費税上の仕入税額控除を受ける要件となる適格請求書(インボイス)に「電磁的記録」を追加することは、中小零細事業者の仕事とくらしの継続を著しく難しくする。零細中小事業者は、膨大なデジタル化投資に加え、過酷な税務コンプライアンスを押し付けられ、生業を圧迫される。起業家育成の面でも大きな障害になるはずだ。

事業者、とりわけ個人事業者の氏名や登録番号等の情報をインターネットで公開するのも、人格権の侵害につながる恐れがある。あまりに野蛮な税務行政実務ではないか。

いずれにしろ、前段階控除型の付加価値税である消費税における仕入税額控除は、事業納税者の権利(the right to deduct input tax)である。この権利がデジタル化でむしばまれることがあってはならない。電子インボイスに対応でき電子保存できない事業者は、電子インボイス関連取引について仕入税額控除が認められなくなることは、中小零細事業者の“営業の自由”に大きなインパクトを与える。納税者・国民の「人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」の理念に明らかに反する。

◆人権をむしばむ新たな「個人事業主番号」は要らない

菅政権は、コロナ禍、緊急時に便乗し、各種の背番号をエスカレートさせた「データ監視国家づくり」、「データ国家総動員体制づくり」だけが先行する。

この危ない政権は、市民への①個人番号(マイナンバー/国民背番号/12桁)、②法人番号(13桁)に加え、あらたに③個人事業主を対象とした番号(個人事業主番号)の創設に動いているようである(記事「個人事業主識別番号～補助金や税務、効率化」日本経済新聞 2021年4月6日朝刊報道)。現時点で具体的な内容は不透明である。だが、現在増えているフリーランサー/ギグワーカーへの課税強化、給付金の不正受給などの監視が主な狙いのようだ。

①個人番号(マイナンバー)

③個人事業主番号

②法人番号

「ギグワーカー(gig worker)」とは、フリーランスで働く人たち(和製英語では「フリーター」)を指す。語源は、音楽分野にある。ライブハウスやクラブなどで短い演奏や一度限りの演奏を意味する俗語「ギグ(gig)」にある。ギグワーカーは、コロナ禍を契機に一層注目される存在になった。しかし、ギグワーカーは、「アルバイト」、「パート」などの名称で久しく存在してきた。加えて、近年の「シェアリングエコノミー(sharing

economy)」、「プラットフォームエコノミー(platform economy)」の拡大が、ギグワーカーという英語名称の普及を後押ししたようにもみえる。

わが国政府や産業界は、ギグワーカーの増加は、「働きたい時に好きなだけ自由に働ける」、「新たな経営者・起業家の誕生につながる」などの面を強調し、“働き方改革に資する”とプラス面を大きく PR する。だが、大多数のギグワーカーの労働・生活実態は、こうした PR とは程遠い。まさに「フェイク」である。正規労働者が享受できる雇用主からの福利厚生や職場保護はほとんどない。劣悪な環境で隷従を強いられる労働者に等しい常態にある。“名ばかり経営者”、“名ばかり事業主”の量産につながり、人権問題化している。

コロナ禍を契機に急増しているのは、ウーバーイーツ(Uber Eats)、出前館のような、就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ(App)を使ってオンデマンド(単発)で雇用類似の働き方をする人たち(食事宅配者)である。

コロナ禍による失業の増加や雇用不安の高まりを受けて、食事宅配者を含むギグワーカーは、前年比 6 割近くも増え、1,670 万人にも達しているとのデータもある。

以前から、就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ(App)を使って雇用類似の働き方をするギグワーカーは、その IT 企業の「従業者」であるのか、「個人事業者」であるのか、世界的に重大な社会問題、人権問題になっている。

税金面でも、重い問題を抱えている(石村・菊池「対論:アメリカのシェアリングエコノミー課税論議:問われる『オンデマンド労働プラットフォーム』の所在」国民税制研究 5 号(05f524d65a1b3e36f7f2bc8e170ed401. pdf (jti-web.net))本村大輔「シェアリングエコノミーの課税問題:ギグワーカーの課税取扱いを中心に」国民税制研究(5fd9cdb566d3b9babfa04e00a7575630. pdf (jti-web.net))。

手短かにいえば、①IT 企業との雇用契約に基づく従業者となれば、所得課税上は給与所得者となる。一方、②IT 企業との請負契約に基づく個人事業主となれば、所得課税上は事業所得者・雑所得者となるとともに、消費課税上の納税義務も問われてくる。

新たな③個人事業主番号の創設については深読みが要る。悪巧み大好きな国の役人や政府御用達の有識者などのお任せコースに乗るのは危ない。就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業などの言い分が大手を振って闊歩し出すはずだ。

劣悪な労働環境で雇用類似の働き方をする人たちを「名ばかり事業主」の入れ墨し、固定化することにつながりかねない。従業者に、請負の立場に転換を求めることを狙いに個人事業主番号の取得を陰ひなたに強要する不当労働行為の多発につながる恐れも強い。個人事業主番号は、弱い立場の就労者を痛めつけ、格差社会、差別的取扱いにお墨付けを与えるツールとして一人歩きし出すはずだ。

個人事業主番号は、正規労働者が通常享受できる雇用主からの福利厚生や職場保護がほとんどない「働いても貧しい人たち(the working poor)」を量産するツールに

つながりかねない。加えて、こうした人たちに、過大な納税事務を負わせ、税務調査の目印をつけるツールにもなりかねない。

マスコミは、食事宅配者の交通マナーの悪さに度々苦言を呈している。「交通マナーの悪い食事宅配者を監視・通報する仕組みが必要だ。プライバシー(人格権)は二の次だ」という空気がはびこるかもしれない。そのうち、行政は、食事宅配者は、背負うバッグに自分の個人事業主番号を大きく書いて走れ、と言い出すのではないか。

「個人」をターゲットに監視するツールとしてやたらと番号をつくるのは止めないといけない。人権がからんでくるからである。こんな番号は絶対に要らない。

【コラム】 イギリスの最高裁、「ギグワーカーは従業者」の判決

イギリスの最高裁判所 (U.K. Supreme Court) は 2021 年 2 月 19 日に、アメリカ系ライドシェア大手のウーバーテクノロジーズのスマホアプリ (App) を使って自家用車の相乗り (ライドシェアリング) サービスで働く運転手は、同社の「従業者 (workers)」である、とする判断を示した **【Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) 9 Feb. 2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019/0029】**。

この裁判で、運転手側は、従業者 (workers) であり、ウーバーは、1996 年労働者雇用権法 (Employment Rights Act of 1996)、1998 年全国最低賃金法 (National Minimum Wage Act 1998) および 1998 年労働時間規則 (Working Time Regulations 1998) に違反している、と訴えた。一方、ウーバー側は同社のアプリを使って働く運転手は「個人事業主 (third party contractors)」であると主張していたが、退けられた。イギリス最高裁では、7 人の判事が全会一致で運転手側の主張を認めた。最高裁は「運転手は専門的なスキルで経済的地位を向上させることが難しく、ウーバーに従属し、依存している」と指摘した。ウーバーはロンドンで 4 万 5,000 人、イギリス全土では 6 万人の運転手を抱えている。ウーバーは最高裁判決を受けて、3 月 17 日に、同社のアプリを使って働く運転手を従業者/被用者として取り扱い、労働法上の権利を保障する旨を明らかにした。税務上も被用者/従業者として扱われる。

ちなみに、わが国では、政府規制により、自家用車の相乗り (ライドシェアリング) サービスを法認していない。

【参照】 Mary-Ann Russon, “Uber drivers are workers not self-employed, Supreme Court rules,” BBC News (19 Feb. 2021); News, “Uber grants UK drivers pay and other benefits after 5-year court battle,” CBS/AP (March 17, 2021).